

和歌山県は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）第 11 条第 1 項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 5 条第 3 項の規定に基づき、南紀白浜空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）に関する実施方針を平成 30 年 5 月 25 日に公表したところであるが、民活空港運営法第 11 条第 1 項により読み替えて適用する P F I 法第 7 条の規定により、併せて南紀白浜空港特定運営事業等のうち、空港運営事業として定める事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その評価を次のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 28 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

南紀白浜空港特定運営事業等 特定事業の選定について

1. 事業概要

(1) 事業名称

南紀白浜空港特定運営事業等

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

南紀白浜空港（以下「本空港」という。）

② 種類

空港

(3) 公共施設等の管理者等

和歌山県知事 仁坂 吉伸

(4) 事業内容

南紀白浜空港民間活力導入事業募集要項（以下「募集要項」という。）に定める手続で選定された優先交渉権者の設立したSPCは、県から運営権設定対象施設（下記①A）に列挙された施設のうち、c)及びg)を除き、県の整備する国際線ターミナルビルを含む。なお、空港用地等については、県の所有しない用地を除く。）についての公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権を言う。以下「運営権」という。）の設定を受け、南紀白浜空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、以下の業務を実施する。

① 施設概要

A) 対象施設

- a) 空港基本施設等（滑走路、着陸帯、誘導路並びにエプロン及びこれらに附帯する施設）
- b) 空港航空保安施設（航空灯火並びに付随する電気施設及び機械施設）
- c) ビル施設（空港旅客取扱施設、航空貨物取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等の南紀白浜空港ビル株式会社が所有する施設）
- d) 浄化槽施設

- e) 空港用地等（航空法第 46 条に基づき告示された本空港の空港用地（航空保安無線施設が設置される国有地を除く。）及びこれに附帯する施設）
- f) 駐車場施設等（駐車場、バス停等）
- g) 展望広場（エアポートパーク）

② 実施事業・業務

本事業は空港運営事業、ビル施設運営等業務及び任意提案業務により構成される。特定事業である空港運営事業の範囲は以下に掲げるものとする。

A) 空港運営等業務

- ① 空港基本施設等の維持管理業務
- ② 空港基本施設等の運営業務
- ③ 空港航空保安施設等運営業務
- ④ 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 13 条、空港法第 13 条第 1 項）並びにその收受
- ⑤ 浄化槽施設運営等業務
- ⑥ 空港用地等維持管理業務
- ⑦ 駐車場施設等運営等業務
- ⑧ 環境対策業務
- ⑨ 展望広場（エアポーターパーク）運営等業務
- ⑩ 国際線チャーター便を含むエアラインの誘致業務
- ⑪ 航空機給油サービス業務

B) その他附帯する事業

- ① 空港用地等の貸付業務
- ② 運営権設定対象施設のうち補助対象施設に係る更新投資
- ③ 国際線受入機能を有したターミナル関連業務
- ④ 規程の策定等
- ⑤ ハイジャック等防止対策に関する費用負担
- ⑥ 空港法第 14 条に定める協議会等への参画

(5) 事業方式

S P C は、県から運営権設定対象施設についての運営権の設定を受けて、運営権者（民活空港運営法第 11 条第 2 項に規定する地方管理空港運営権者をいう。以下同じ。）となる。運営権者は、県との間で実施契約を締結し、実施契約に定める空港運営事業開始予定日までに業務の引き継ぎを完了させ、空港運営事業の実施に必要な動産

を譲り受けるなど実施契約に定める条件を充足し、空港運営事業を開始する。また、実施契約を締結した運営権者は、ビル施設事業者株式をその株主から取得するなど実施契約に定める条件を充足し、ビル施設運営等業務を開始しなければならない。

空港運営事業終了日において運営権は消滅し、空港運営事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設及び空港用地（非県有地）を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

また、県又は県の指定する者は、運営権者及びその子会社又は関連会社（以下、「運営権者子会社等」と総称する。）の所有する不動産及び運営権者子会社等の発行株式を時価にて買い取ることができる。なお、県が特定事業の実施者を新たに公募により選定した場合、県は当該実施者をして、当該不動産及び株式の全部又は一部を時価にて運営権者又は運営権者子会社から買い取らせることを公募の条件とする。

以上の事業方式により実施する。

（6）事業期間

A）本事業の実施期間

本事業の事業期間は、空港運営事業期間及びビル施設運営等業務期間から構成される。

空港運営事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、空港運営事業が開始された日から、運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）の10年後の応当日の属する年度の末日（以下「空港運営事業終了日」という。）までをいう。

ビル施設運営等業務期間は、運営権者がビル施設事業者株式を取得するなど実施契約に定める条件を充足することによりビル施設運営等業務が開始された日（以下「ビル施設等事業開始日」という。）から、空港運営事業終了日までをいう。

以上より、本事業の事業期間（以下「事業期間」という。）は、ビル施設等事業開始日から、空港運営事業終了日までとする。

B）空港運営事業の期間延長

運営権者が、県に対して、空港運営事業終了日の3年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、1.-(6)-C)の規定の範囲内で10年以内の運営権者が希望する期間だけ、空港運営事業期間及びビル施設運営等業務期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「オプション延長」という。）。ただし、オプション延長の実施は、県の費用負担が軽減されることを条件とする。オプション延長の実施は1回に限るものとし、例えば5年間の延長を希望した後に、さらに5年間の延長を希望することは認められない。

C) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から10年後の応当日の属する年度の末日までとする。

なお、運営権の存続期間は、空港運営事業期間の延長があった場合を含め、いかなる理由によっても平成51年3月31日を超えることはできない。

運営権の存続期間は空港運営事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

(7) 本事業における運営権者の収入

本事業における運営権者の収入は以下のとおりとする。

A) 着陸料等の収入

運営権者は空港運営等業務によって得られる着陸料等を収受し、収入とすることができる。

B) 空港航空保安施設に係る使用料金の収入

運営権者は空港航空保安施設に係る使用料金を設定する場合のみ、当該料金を収受し、収入とすることができる。

C) 空港用地等の貸付料収入等

運営権者は空港用地等の貸付業務を実施し、当該貸付に係る貸付料を収受し、収入とすることができる。

D) ビル施設関連収入

ビル施設及び国際線受入機能を有したターミナルの運営等業務に係る一切の収入は運営権者が自ら又はビル施設事業者をして収受し、収入とすることができる。

(8) 費用負担

本事業に要する費用負担は以下のとおりとする。県の負担予定額の詳細は優先交渉権者が募集要項に基づき行った提案によるほか、県と運営権者が協議のうえ、実施契約に定める。

なお、県が負担するものと定めた費用以外の費用は、県は一切負担しない。

A) 空港運営等業務に要する費用

空港運営等業務（ハイジャック等防止対策に関する費用負担を含む。）の実施にあたり、県の負担を要する場合には優先交渉権者からの提案額をサービス購入料として県が負担することとする。ただし、サービス購入料の提案額については、10年間の総額で、以下の上限額を超えてはならないものとする。

サービス購入料	上限額 3,100,000 千円
---------	------------------

B) 補助対象施設更新投資に要する費用

補助対象施設更新投資については、原則、県が事業主体として実施し、費用負担するが、運営権者自らが実施するものとして提案した更新投資に要する費用は、運営権者が負担するものとする。

C) 国際線受入機能を有したターミナルの運営等業務に要する費用

新たなターミナル整備に伴うターミナルの運営等業務に要する増加費用（収支差額等）を県が負担する。負担額については、県と運営権者が協議の上決定するものとする。

D) 任意提案業務に係る整備等

任意提案業務の実施に伴い必要となる施設について、自らの判断と費用負担において整備等を行うことができるものとする。

(9) 施設の立地及び規模に関する事項

航空法第 46 条に基づき告示された本空港用地の所在地は以下のとおりである。

- ・所在地：和歌山県西牟婁郡白浜町
- ・本事業の対象となる敷地面積：約 730,000 m²

2. PFI 事業として実施することの定量的評価

現在、本空港は大幅な支出超過となっており、運営権者には、本事業において、民間事業者の経営ノウハウや経営規律を導入し、空港基本施設等とターミナルビルの一体運営などによるコスト圧縮や、ターミナルビルにおける収入の増加等により、現在県が負担している支出超過額を可能な限り縮減することが期待されている。

空港運営等業務の実施にあたっては、現在、県が負担している支出超過額を上限とし、運営権者の提案額をサービス購入料として県が負担するため、県が自ら実施した場合と比較して、6.5 億円の財政負担額が削減されることが見込まれる。

3. PFI 事業として実施することの定性的評価

A) チャーター便を含む航空ネットワークの拡充

PFI 事業として、運営権者が有する専門的な知識や技術を最大限に活用し、顧客志向に立脚した機動的で柔軟な空港運営を行うことにより、エアラインの利便性向上が図られ、LCC 及び国際線チャーター便の新規就航、既存のエアラインの就

航路線の維持・拡充の実現が期待できる。

B) 効率的な事業運営の実現

P F I 事業として民間事業者の資金及び経営能力を活用し、空港基本施設等の運営を行うことで効率的な空港運営が期待できる。

C) 空港利用者に対する良質なサービスの提供

P F I 事業として、運営権者が有する専門的な知識や技術を最大限に活用することにより、地域の玄関口である空港としてふさわしい利便性・快適性を有した航空輸送サービスの提供と、利用者負担の軽減が期待できる。

また、事業の実施にあたり、県は航空機の運航や旅客の利用に支障が生じることのないよう要求水準を定め、その要求水準が充足されているかについて、モニタリングを行うことで、空港運営を適切に行い、航空会社及び利用者が安心して空港を利用できるサービス水準を維持することが期待できる。

4. P F I 事業として実施することの総合的評価

特定事業をP F I 事業として実施することにより、運営権者の資金、創意工夫及びノウハウを活用することが可能となり、定量的評価および定性的評価に掲げる様々な効果の実現が期待できる。これにより、県が自ら実施した場合と比較して、効率的な空港運営の実現が見込まれる。

以上より、P F I 事業として実施することが適当であると認め、民活空港運営法第 11 条第 1 項により読み替えて適用するP F I 法第 7 条に基づき特定事業を選定する。